

令和 5 年 8 月 22 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市
児童相談所設置市
市区町村

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）

児童福祉施設整備の競争契約における最低制限価格制度の取扱いについて

児童福祉施設等及び障害児施設等の整備を行うに当たっては、その適正な実施のため、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」において、交付の条件として、地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならないこととしているところであります。

しかしながら、過去、会計検査院において、児童福祉施設の競争契約における最低制限価格制度の運用状況についての検査が行われ、その結果、都道府県市の設定方法を参考にしないまま予定価格に対し著しく高率の最低制限価格を設定しているものがあった旨指摘がありました。

つきましては、児童福祉施設の整備事業のより一層の適正かつ経済的な執行を図るため、地方公共団体以外の者が、競争入札において最低制限価格を設定する必要がある場合は、その設定方法について下記のとおり取り扱われるよう、貴管内において補助事業を行う社会福祉法人等に対して、周知徹底方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、最低制限価格制度の適用についても交付の条件として、厳格な審査及び指導を行われますようお願いいたします。

なお、下記取扱いが円滑に行われますよう、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づく法人からの入札前・契約締結時の報告に際しては、最低制限価格の設定状況についても必要な指導、確認を行われますようご配慮願います。

記

最低制限価格を設定する場合の具体的取扱い

（１）最低制限価格の設定については、都道府県市が実施する公共工事等の契約手続きに準拠し、工事請負契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要と認められる場合に設定できるものである。

（２）交付事業等を行う社会福祉法人等が特に必要と認めて最低制限価格を設定する場合は、都道府県市が実施する公共工事等において最低制限価格を設定する際の算定方法に準じて算出した額とすること。

（３）（２）による設定額を超える場合は、別途、合理的な設定根拠が求められるものであること。この場合、交付基準額を設定根拠とすることは合理的な根拠とは認められないこと。